

令和元年度名古屋市教育委員会第54号議案

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、団体及び個人の表彰の対象となる者について、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会表彰規則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 4 号とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会表彰規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（団体及び個人の表彰） 第４条 委員会の所管に係る学校その他の教育機関及び学術文化団体、社会教育関係団体その他の団体並びに個人であって、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者があるときは、委員会はこれを表彰する。 （１）～（３） （略） <u>（４）</u> （略）	（団体及び個人の表彰） 第４条 委員会の所管に係る学校その他の教育機関及び学術文化団体、社会教育関係団体その他の団体並びに個人であって、次の各号の<u>一に</u>該当する者があるときは、委員会はこれを表彰する。 （１）～（３） （略） <u>（４）</u> <u>スポーツの振興発展に貢献し、その功績の顕著な者</u> <u>（５）</u> （略）